

大分県報

平成三十一年
号外（二八）
三月二十九日

（金曜日）

目次

告示

大分県開発登録簿閲覧規程の一部改正……………一

訓令 甲

大分県公印規程の一部改正……………一

大分県電子署名規程の一部改正……………二

大分県文書管理規程の一部改正……………二

大分県法制審議会規程の一部改正……………三

大分県職員安全衛生管理規程の一部改正……………三

訓令 甲

教育委員会訓令甲

警察本部訓令

大分県青少年対策本部設置規程の一部改正……………四

○告示

示

大分県告示第七十号

大分県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年大分県告示第八百二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

第二条を次のとおり改める。

（閲覧場所）

第二条 開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、開発区域を所管する土木事務所

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外（告示・訓令甲）

一

（以下「土木事務所」という。）内とする。

第六条中「所属長」を「土木事務所の長」に改める。

第八条中「所属長」を「土木事務所の長」に、「一」を「いずれかに」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓令 甲

大分県訓令甲第五号

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二日市 具正

別表第一中

本 地方 機関

各 かし

大分県何部長印	大分県……………部長印	方21	何部主管課長
大分県国民文化祭・障害者芸術文化祭局局長印	大分県国民文化祭・障害者芸術文化祭局局長印	方21	企画・広報課長

大分県何部長印	大分県……………	方21	何部主管課長
---------	----------	-----	--------

を

に

	……部長印			
--	-------	--	--	--

大分県大分県税 事務所長印	大分県大分 県事務所 所長印（1）	方21	大分県税事務 所自動車税管 理室長	1 大分県税 事務所自動車 税管理室専 用番号を付 ける。 2
------------------	-------------------------	-----	-------------------------	--

大分県大分県税 事務所長印	大分県大分 県事務所長 印（1～3）	方21	1 大分県税 事務所自動車 税管理室長 2 大分県税 事務所佐伯 納税事務所 所長 3 大分県税 事務所豊後 大野納税事 務所長	1 大分県税 事務所自動車 税管理室専 用番号を付 ける。 2 大分県税 事務所佐伯 納税事務所 専用番号を 付ける。 3 大分県税 事務所豊後 大野納税事 務所専用番 号を付ける。 4
------------------	--------------------------	-----	--	--

大分県大分県税 事務所金銭出納 員印	大分県大分 県事務所金 銭出納員印（1）	方18	大分県税事務 所自動車税管 理室の金銭出 納員	1 大分県税 事務所自動車 税管理室専 用番号を付 ける。 2
--------------------------	----------------------------	-----	----------------------------------	--

大分県大分県税 事務所金銭出納	大分県大分 県事務所金 銭出納	方18	1 大分県税 事務所自動車 税管理室の 金銭出納	1 大分県税 事務所自動車 税管理室専 用
--------------------	-----------------------	-----	-----------------------------------	--------------------------------

員印	員印（1～3）		2 大分県税 事務所佐伯 納税事務所 の金銭出納 員 3 大分県税 事務所豊後 大野納税事 務所の金銭 出納員	2 大分県税 事務所佐伯 納税事務所 専用 3 大分県税 事務所豊後 大野納税事 務所専用番 号を付ける。 4
----	---------	--	--	--

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第六号

大分県電子署名規程（平成十五年大分県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二 日 市 具 正

第二条第三号中「組織規則第四条第六項に規定する部長（局長を含む。）」を「大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）により設置された部その他の内部組織の長及び会計管理局長」に改める。

別表中部長の項の次に次の一項を加える。

会計管理者	会計管理局主管課長
-------	-----------

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第七号

本 機 関
地 方 機 関

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

第二条第十号中「部局」を「部その他の内部組織」に改め、同条第十三号中「国民文化祭・障害者芸術文化祭局及び」を削る。
別表第一中

施設整備課
企画・広報課
事業推進課

（施設）
（国障企広）
（国障事推）

を

施設整備課

（施設）

に、

佐伯県税事務所
豊後大野県税事務所

（佐税）
（大野税）

を

大分県税事務所佐伯納税事務所
大分県税事務所豊後大野納税事務所

（大税佐）
（大税豊大）

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第八号

大分県法制審議会規程（昭和三十二年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

目次中「会長の専決」を「専決」に、「第九条」を「第九条・第十条」に、「第十二条」を「第十一条―第十三条」に改める。

第三条第三項第一号中「次長」を「審議監」に改める。

「第四章 会長の専決」を「第四章 専決」に改める。

第九条中「もの」の下に「（法令又は条例若しくは規則の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係る規則の改正を除く。）」を加える。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第四章中第九条の次に次の一条を加える。

（副会長の専決）

第十条 副会長は、審議会に付議された事案のうち法令又は条例若しくは規則の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に係る規則の改正については、これを専決することができる。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第九号

本 地 方 機 関 庁

大分県職員安全衛生管理規程（昭和六十年大分県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

第十五条の二第二項第二号中「十人」を「九人」に改め、同項第四号中「十一人」を「十人」に改め、同条第七項中「（局）」を「その他の内部組織」に改める。

別表第四の北大分白杵地区安全衛生協議会の項中「大分県税事務所」の下に「（大分市）」を加え、同表の佐伯地区安全衛生協議会の項中「佐伯県税事務所」を「大分県税事務所」

平成三十一年三月二十九日

所佐伯納稅事務所」に改め、同表の豊後大野地区安全衛生協議会の項中「豊後大野県稅事務所」を「大分県稅事務所豊後大野納稅事務所」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○訓令 甲
教育委員会訓令甲
警察本部訓令

大分県訓令甲第十号

大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県警察本部訓令第十号

知事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県青少年対策本部設置規程

大分県訓令甲第四号
平成十三年大分県教育委員会訓令甲第一号

大分県警察本部訓令甲第四号
の一部を次

のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 二 日 市 具 正

大 分 県 教 育 委 員 会

大分県警察本部長 石 川 泰 三

第六条第一項中「協議する」を「の協議並びに青少年に関する施策についての協議、調整及び研究を行う」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

別表第二を削る。

別表第三中「第七条」を「第六条」に、「常任幹事長」を「幹事長」に、「常任幹事」を

「幹事」に、「警察本部生活安全部少年課長」を「警察本部生活安全部人身安全・少年課長」に改め、同表を別表第二とする。

附則

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲・警察本部訓令）

この訓令は、公示の日から施行する。